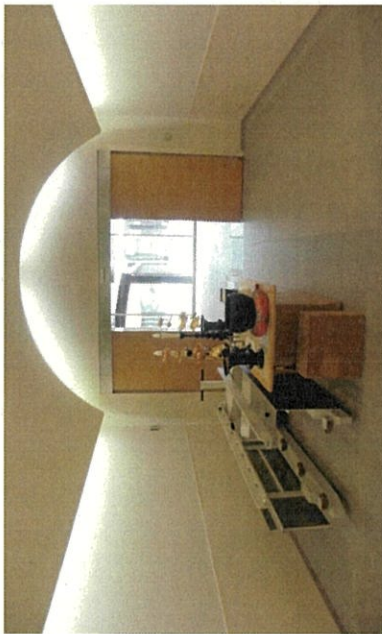


新たな整備を検討する設備イメージ

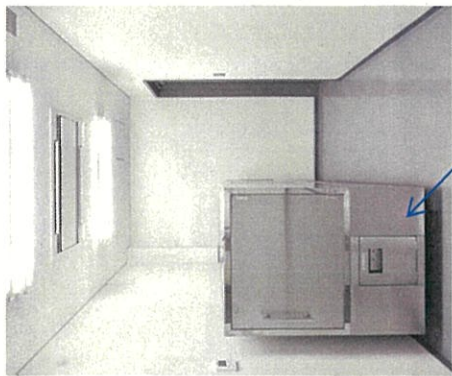
(ア) 動物炉



(イ) 告別室



(ウ) 霊安室



(冷蔵庫)

(エ) 待合ロビー



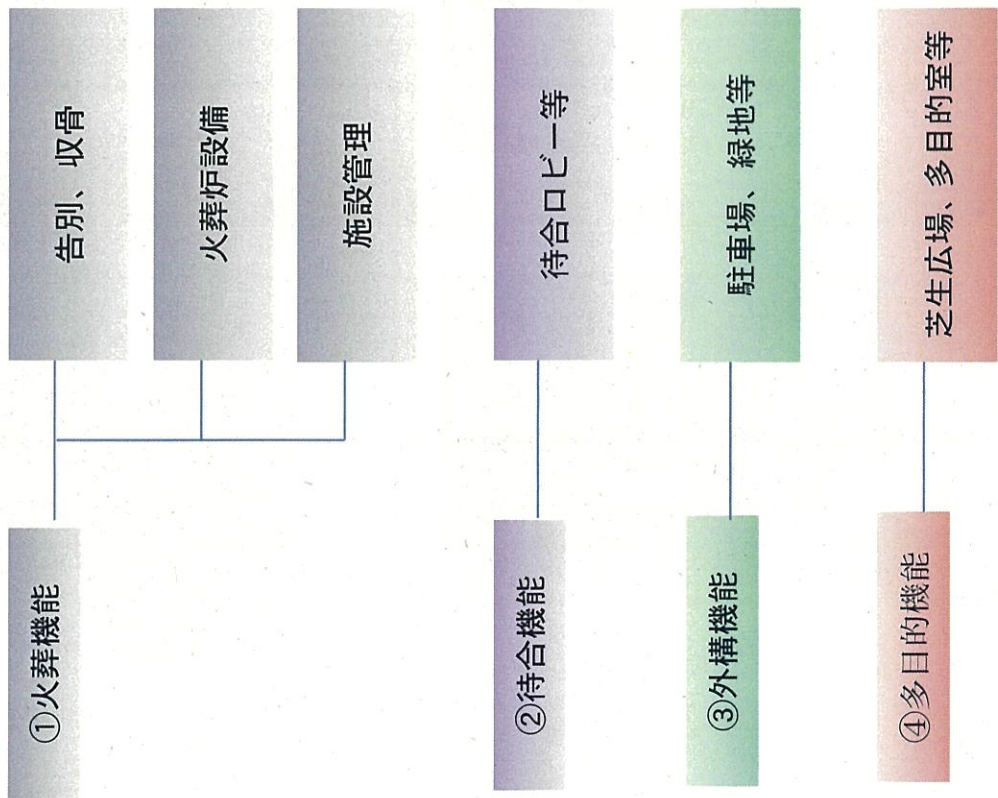
(オ) 多目的スペース



◆新火葬場の機能

○新火葬場の機能

新火葬場は①火葬機能、②待合機能、③外構機能、④多目的機能の、それぞれの機能を満たせる施設とし、市民ニーズに対応する整備内容を検討する。

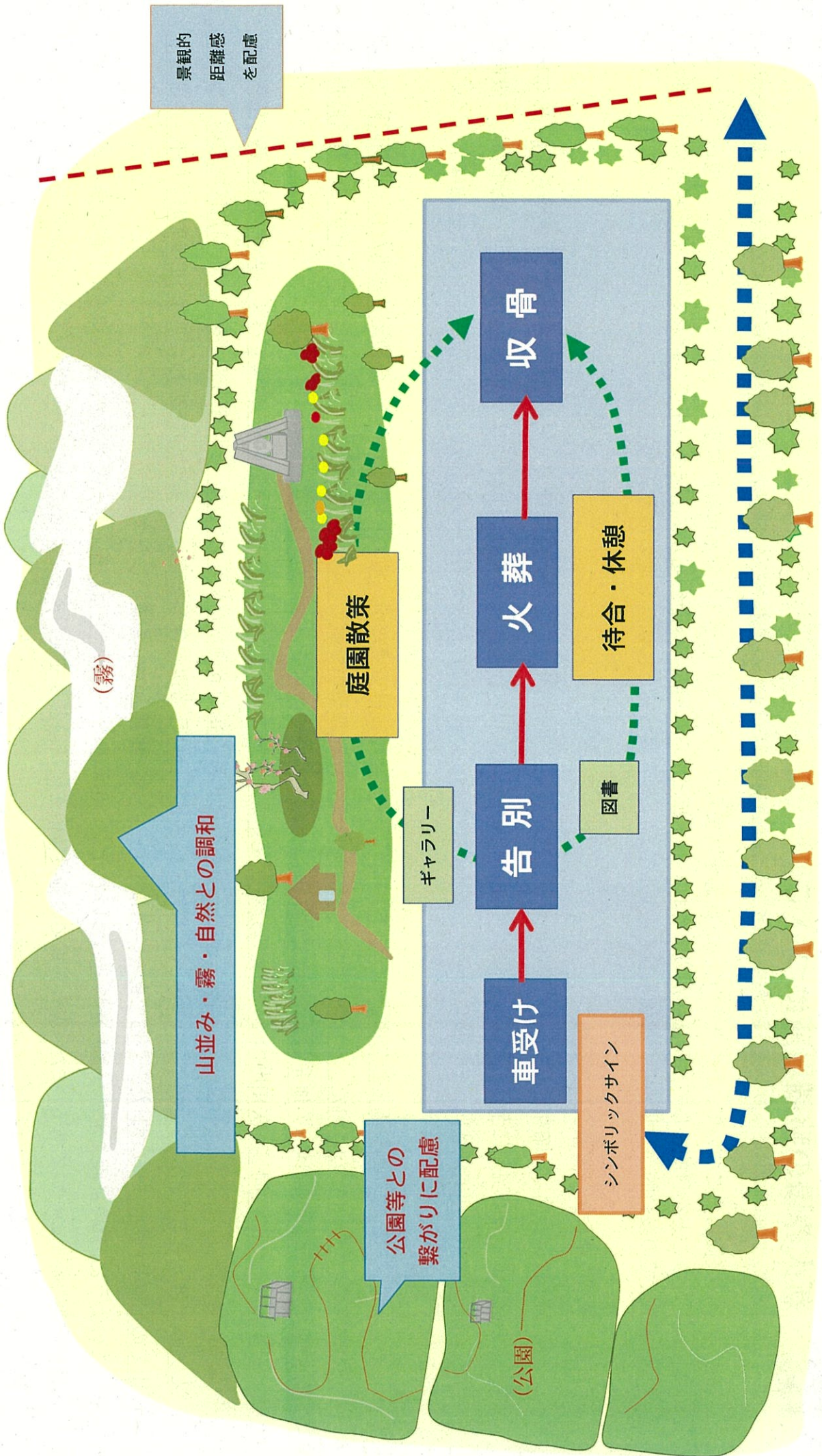


〔機能の構成イメージ〕



◆新火葬場の動線

○新火葬場の動線については、市民が利用しやすい動線とし、案内用のサイン計画についても十分に検討を行い、葬送の流れを大切に施設利用を検討する。



新火葬場の整備場所について

新火葬場の整備場所について、これまでの経緯・経過を踏まえつつ、平成10年3月の都市計画決定から約20年が経過した現在において、再度検証を行うことを目的として当審議会が設置されていることから、過去の経過を充分に踏まえる中で、新火葬場の整備場所の優位性について、審議会での多角的な意見から、評価項目を設定し、以下の考えのもとに検証を進めたところである。

【過去の経過を踏まえた審議会の考え方】

現亀岡市営火葬場は、昭和31年7月に現在の場所に設置され、平成12年度・平成13年度の大規模改修、平成23年度から平成26年度の機能更新工事を経て現在に至っている。旧亀岡町時代の火葬場は、現火葬場から北東約200m離れた、同じく下矢田町（蛭町24）に設置されていた。周辺の住宅地域は、その後が開発されたものであるが、長年に亘り火葬場を身近に感じながら生活してきた経過は十分に認識する必要がある。

下矢田町には、埋立処分場として医王谷エコトピアが設置、運用されてきたが、埋め立て期間の終了を迎えるに当たり、東別院町での埋立処分場建設の計画がなされた。しかしながら、東別院町での地元調整が難航し、緊急的措置として、医王谷エコトピアでの施設拡張、継続使用について、亀岡地区の地元同意をいただき、継続した施設利用が可能となった。

その条件として、同じ下矢田町内での埋立処分場と火葬場の2施設が設置されているという現状を改善すべく、火葬場は、必ず移転させるということで合意が図られた。そこで、当初は、篠町長尾山での整備計画が進められたが、これを断念。再度、亀岡地区での受入れを申し入れ、地元合意を得ることができたが、火葬場は移転させるという当初の合意を確かなものとするため、平成10年3月31日、余部町丸山での都市計画決定がなされたところである。【以上、〃は、審議会の中で確認した経過】

このように、都市計画決定がなされたことについては、約20年という長い年月は経過しているものの、新火葬場の整備場所を考える上で、最も重要な経過の一つである。また、現火葬場での施設整備を候補地として検討することについては、こうした経過を踏まえる中で、地元合意を大前提としなければならぬと考えられる。

当審議会は、場所を決定する機関ではなく、こうした経過を踏まえ、多角的な視点から、ゼロベースで検証し、亀岡市に対して意見・考え方をまとめ、答申として述べるものであり、場所選定に係る地元住民の合意形成等の課題を踏まえた最終決定は、亀岡市にお願いしたい。

○新火葬場整備候補地の検討

新火葬場の整備場所候補地は、審議会での意見をもとに、新火葬場整備に必要な評価項目を定めて検討を行うこととする。

(評価項目)

- ① 現行の都市計画との整合性。
- ② 市所有地であること。(新たな用地取得は伴わない。)
- ③ 市民が求める施設整備が可能な敷地面積を有していること。
- ④ 火葬場整備に係るこれまでの経緯・経過が踏まえられていること。
- ⑤ 火葬場の立地に適した場所であること。(市民の利用、民間葬儀社との連携)
- ⑥ 交通アクセスの利便性が高い場所であること。(広域の利用の面からも考察)
- ⑦ 近隣住宅等への影響が小さいこと。
- ⑧ 施設整備に当たっての高いコストパフォーマンスが得られること。
- ⑨ 施設のコンセプトと景観の調和が図ることが可能な場所であること。
- ⑩ 施設の安全性が確保される場所であること。

※審議会・先進地視察・アンケート調査・次世代ワークショップで出された意見から評価項目を設定

◆上記10項目について、まずは、すでに都市計画決定がなされている「余部町丸山」について考察する。

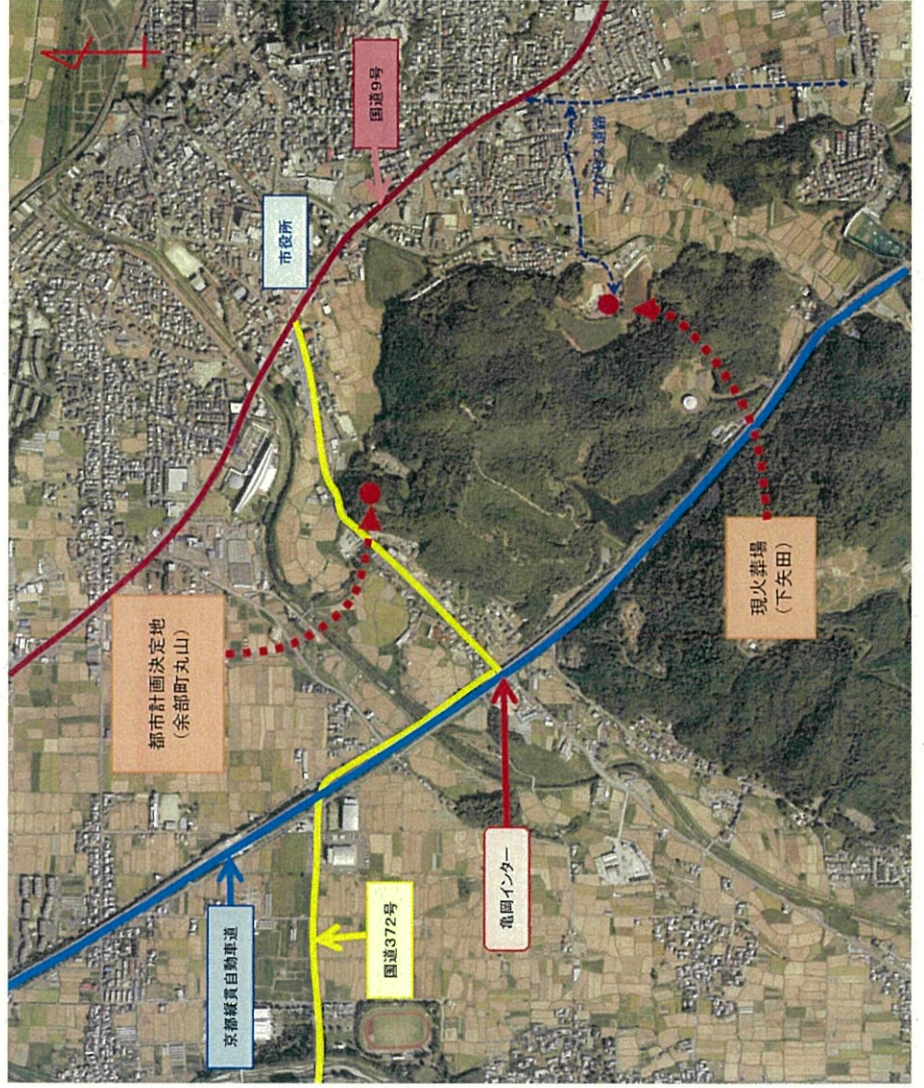
評価項目	検討内容
①現行都市計画との整合性	平成10年3月31日に都市計画決定がなされている。
②市所有地であること。(新たな用地取得は伴わない。)	現在、亀岡市土地開発公社が先行取得しており、火葬場用地として確保されている。
③市民が求める施設整備が可能な敷地面積を有していること。	現在、先行取得している土地は18,583.56㎡あり、頭頂部の平坦部は約6,000㎡の面積を有している。
④火葬場整備に係るこれまでの経緯・経過が踏まえられていること。	一部住民の反対や住民訴訟が起こった経過はあるが、地元自治会、関係団体の同意をいただきながら、都市計画決定に至ったことから、これまでの経緯・経過が踏まえられていると考えられる。
⑤火葬場の立地に適した場所であること。(市民の利用、民間葬儀社との連携)	市民利用の観点から地域のほぼ中央に位置しているとともに、市内に立地する葬儀社との位置関係もほぼ中央部に位置している。
⑥交通アクセスの利便性が高い場所であること。(広域の利用の面からも考察)	交通アクセスは、主要道路の国道9号と京都縦貫自動車道に囲まれ、2つの主要道路を結ぶ国道372号線に接している。京都縦貫自動車道亀岡インターからは、国道372号線を北に約660mの位置にあり、広域利用の面からも利便性の高い交通アクセスを有している。
⑦近隣住宅等への影響が小さいこと。	東側に丸山墓地、西側に高齢者介護施設、南側に平和台公園、そして北側に国道372号線が接している。東側約150mに幼稚園施設及び住宅があるが、その他は農地等が近接している。
⑧施設整備に当たったのの高いコストパフォーマンスが得られること。	小高い山であるため、進入路の整備や施設整備には、平坦部での施設整備よりは高いコストが必要となることが見込まれる。
⑨施設のコンセプトと景観の調和が図ることが可能な場所であること。	小高い山であることから、周辺部からも一定の距離感が保たれ、頭頂部は静寂な環境にある。基本コンセプトを反映した火葬場整備に相応しい場所に位置している。
⑩施設の安全性が確保される場所であること。	都市計画決定地の一部が、平成27年8月21日に土砂災害特別警戒区域に指定されており、土砂災害防止法等の関係法令に基づく整備が必要になると考えられる。しかしながら、施設の規模等の施設内容によっては、土砂災害特別警戒区域を外しての整備が可能であると考えられる。

(頭頂部)



(候補地の写真)

余部町丸山



(位置図)

◆考察結果

都市計画決定地「余部町丸山」では、『①現行都市計画との整合性』、『⑥交通アクセスの利便性が高い場所であること。』については、立地環境に非常に大きな優位性がある。また、『④火葬場整備に係るこれまでの経緯・経過が踏まえられていること。』、『⑦近隣住宅等への影響が小さいこと。』については、一定の評価ができる。

ここで、例えば、現火葬場用地が、新火葬場用地として地元合意が得られると仮定した上で、比較・考察（P27）すると、『②市所有地であること。』、『③市民が求める施設整備が可能な敷地面積を有していること。』、『⑤火葬場の立地に適した場所であること。』、『⑨施設のコンセプトと景観の調和が図ることが可能な場所であること。』については、ほぼ同等の評価となるが、『⑧施設整備に当たっての高いコストパフォーマンスが得られること。』において、「余部町丸山」の方が平坦部である「現火葬場用地（下矢田町）」よりも整備コストが高くなることが予想されること、『⑩施設の安全性が確保される場所であること。』において、「余部町丸山」の都市計画決定地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されていることが「余部町丸山」での整備における配慮事項として挙げられる。

以上から、「現火葬場用地（下矢田町）」での整備は、『⑧施設整備に当たっての高いコストパフォーマンスが得られること。』及び『⑩施設の安全性が確保される場所であること。』に優位性があるが、一方で『①現行都市計画との整合性』、『⑥交通アクセスの利便性が高い場所であること。』や『⑦近隣住宅等への影響が小さいこと。』等の項目で評価が低くなる。これらを総合的に勘案し、都市計画決定に至る周辺地域の合意形成の積み重ねを考慮しつつ、長年の懸案であった新火葬場の早期実現を目指すためには、やはり、都市計画決定地「余部町丸山」に優位性があると結論付けたい。

こうした検討を踏まえた整備場所の総合的判断については、上記評価項目をもとに、当審議会の考え方を亀岡市に引き継ぎ、最終決定を願うと共に、決定地の周辺住民には、丁寧な説明を願うこととする。

〔参考〕 現火葬場用地（下矢田）の検討

評価項目	検討内容
① 現行都市計画との整合性。	都市計画決定がなされているのは、余部町丸山である。
② 市所有地であること。（新たな用地取得は伴わない。）	市所有地である。
③ 市民が求める施設整備が可能な敷地面積を有していること。	みどりの郷広場を含め約 4,000 m ² の面積を有している。
④ 火葬場整備に係るこれまでの経緯・経過が踏襲されていること。	先述の「都市計画決定に至る経過」のとおり、地元住民との協議・合意に係る経緯・経過から、現時点での合意形成が得られない限り、当地での整備は不可能である
⑤ 火葬場の立地に適した場所であること。（市民の利用、民間葬儀社との連携）	市民利用の観点から地域のほぼ中央に位置しているとともに、市内に立地する葬儀社との位置関係もほぼ中央部に位置している。
⑥ 交通アクセスの利便性が高い場所であること。（広域の利用の面からも考察）	交通アクセスは、国道 9 号沿い下矢田交差点を南に入り、府道枚方亀岡線から市道を西に約 500m にあるが、比較的狭小なため霊柩車やマイクロバスの進入を考慮すると、アクセス道路の改良が必要な状況にある。
⑦ 近隣住宅等への影響が小さいこと。	現火葬場は昭和 31 年 7 月に市営火葬場として整備された。当時は山間に位置していたが、昭和 50 年代の住宅開発により現在は住宅が近接している。
⑧ 施設整備に当たっての高いコストパフォーマンスが得られること。	隣接する、みどりの郷広場での整備であれば、現況からコストは低く抑えられると考えられる。
⑨ 施設のコンセプトと景観の調和が図ることが可能な場所であること。	人目につきにくい山間に位置し、隣接する五反田池、古池という水辺を含め、基本コンセプトを反映した火葬場整備に相応しい場所に位置している。
⑩ 施設の安全性が確保される場所であること。	現況からは、安全性は確保できると考えられる。

事業計画時の配慮・留意事項

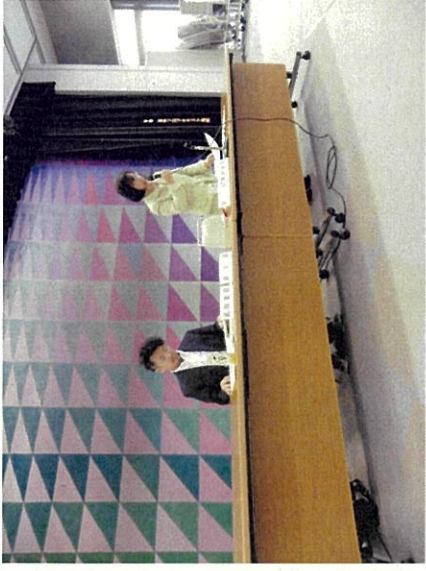
○事業・運営関連

項目	内容
広域的利用	<p>「市民利用の優先」と「広域的利用」の両立が図られるような施設利用の手法及び市外需要の増加に伴う収入確保面からの経営戦略について、さらなる検討を進めることが必要である。</p>
収入確保	<p>現在、火葬場の収入は火葬場使用料のみ収入となっているが、多機能スペースの使用料や残骨灰による収入など、施設利用に見合った新たな収入の確保の可能性について検討を進めることが必要である。</p> <p>また、国・府の補助制度について、可能な限り制度の創設が実現できるよう、粘り強く関係機関との調整を図ってもらいたい。</p>
整備に係る予算関係	<p>この整備構想は、審議会で検討した整備内容を構想としてまとめたものであり、整備予算については、審議会で担保できるものではない。このため、新火葬場整備については、本整備構想の内容を根幹としながらも、市の財政状況に応じた適切な予算措置が図られるよう、検討を進めてもらいたい。</p>

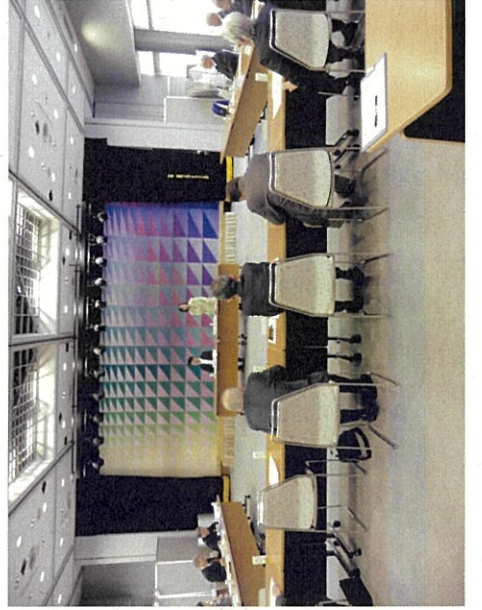
審議会の取組み

9

	内 容	開催日	備考
第1回審議会	・委嘱状の交付、・諮問	H29. 3. 28	
第2回審議会	・これまでの経過について	H29. 5. 16	
第3回審議会	・新火葬場の整備内容について	H29. 8. 1	
第4回審議会	・先進地視察 ①筑紫の丘斎場 ②篠山市営斎場	H29. 8. 29	
委員アンケート調査	・亀岡市新火葬場整備検討に係るアンケート調査	H29. 9. 26 ～10. 31	
次世代ワークショップ	・立命館大学生、カメオカイギ、亀岡青年会議所、亀岡商工会議所青年部、審議会委員によるワークショップ	H29. 11. 20	
第5回審議会	・アンケート調査の結果について ・次世代ワークショップの結果について ・新火葬場の整備内容について	H29. 11. 29	
第6回審議会	・施設整備内容の検討について ・新火葬場の火葬炉数について ・新火葬場の整備場所について	H30. 2. 6	
第7回審議会	・新火葬場の整備構想（素案）について	H30. 2. 23	
第8回審議会	・現地視察について（余部町丸山） ・新火葬場の整備構想（案）について	H30. 3. 30	



新火葬場整備検討審議会
開催写真



新火葬場整備検討審議会名簿

会	長	久子
副会	長	史朗
委	員	政雄
委	員	貞夫
委	員	義雄
委	員	光雄
委	員	亀雄
委	員	邦男
委	員	均
委	員	彌治郎
委	員	重次
委	員	俊一
委	員	三春
委	員	俊夫

委	員	小川	泉
委	員	櫻井	俊則
委	員	中道	高志
委	員	坂口	武男
委	員	立花	武子
委	員	大西	章弘
委	員	中村	俊孝
委	員	中澤	基幸
委	員	中井	康雄
委	員	廣瀬	一夫
委	員	並河	杏奈
幹	事	竹村	功
幹	事	柏尾	寿和

